第六十七南極特別保護地区

一～三　（略）

四　原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。

五　（略）

六　原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び多発式の飛行機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

八・九　（略）

十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）
Pygoscelis adeliae（アデリーペンギン）（繁殖地にいるものに限る。）	三十メートル
南極鳥類のうちペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	
南極哺乳類のうち食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	
Catharacta maccormicki（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	五メートル
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）	
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	

十一～十六　（略）

第六十七南極特別保護地区

一～三　（略）

四　当該地区内では車両を使用しないこと。

五　（略）

六　原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

八・九　（略）

十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）
Aptenodytes forsteri（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	五十メートル
南極哺乳類及び南極鳥類（繁殖中のものに限り、*Macronectes giganteus*（オオフルマカモメ）及び*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）を除く。）	十五メートル
南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類（繁殖中のものを除く。）	五メートル

十一～十六　（略）